

一二世紀イングランドにおける御料林行政

— 予備的考察 —

遠山 茂樹

はじめに

かつて筆者は、ジョン王の獵獸捕獲に関連して一三世紀エセクスの御料林の側面をさぐつてみた¹。その際、一三世紀における同御料林行政については若干触れたが、それ以前のことに関しては未検討のままであった。本稿の目的のひとつは、この間隙をいささかなりとも埋めることにある。具体的には、一二世紀のエセクス御料林に関して一九世紀の碩学「エラウンドの論考」²を手がかりに同御料林の範囲とその指定解除に関する基礎的史料を検討し、もつてエセクス御料林の側面を明らかにしてみたい。さらに、本稿ではステイヴン治世期における御料林行政に焦点を当て、特許状(charter)を主史料として、その性格を検討してみたい。これについては、近年、同王治世期の御料林に関する新たな史料・解釈を発掘・呈示したニコラス・ヴィンセントの論考³に触発されるところ大である。

また、エセクスの御料林に関する問題とは別に、筆者がかねてから素朴な疑問として抱いていた御料林法の刑罰の厳しさに関する問題を取りあげ、本稿ではその手始めとして、当時の諸年代記がそれについてどのように触れているかをさぐつてみたい。

もとより一二世紀イングランドの御料林行政全体の考察は筆者の今後の大きな課題とするところであり、本稿はその予備的考察にすぎない。したがって取り扱う問題も、エセクス御料林の指定解除、ステイヴン治世期の御料林行政、御料林犯罪者に対する刑罰とそれぞれ性質が若干異なることをあらかじめお断りしておきたい。とはいえ、いずれも一二世紀の御料林行政に関わる問題であることに相違なく、とりわけ前者ふたつのテーマは密接に関連している。以下では、御料林犯罪者に対する刑罰の問題を最初にとりあげ、次いでエセクス御料林の範囲指定解除などに関する問題を検討し、最後にステイヴン治世期における御料林行政について、おもに特許状史料を手がかりに考察してみたいと思う。その際には、紙幅の許す限り史料を提示しながら論をすすめていくことにしよう。

一、御料林犯罪者に対する刑罰をめぐる

御料林法の厳しさや刑罰の残忍さについては、しばしば指摘されるところである。その論拠として、よく引き合いに出されるのが、「雄・雌を問わず、赤鹿を殺した者は両眼を剔出された」という周知のアングロサクソン年代記の一節である⁴。両眼剔出という身体刑それじたいが残忍なものであることは、言を俟たない。デイヴィッド・バーンスタインによれば、両眼剔出という刑罰そのものは「ノルマン征服」を機にノルマンディから導入されたもので、それ以前のイングランドにはみられなかったものであるという⁵。

ウィリアム二世（ルーファス）は、御料林犯罪者には厳罰でのぞんだようである。たとえばウィリアム・オヴ・マームズベリ曰く、「王（ウィリアム二世）は当初承諾していた狩りの諸権利（狩猟行為）を禁じてしまったため、赤鹿を捕獲した場合は死刑となった」（*venationes quas rex primo indulserat, adeo prohibuit ut capitale esset supplicium*

prendisse cervum)⁽⁶⁾と。御料林犯罪の嫌疑をかけられた者が神判によつてみずからの嫌疑を晴らした例としては、ルーファスの時代の次の事例がよく知られている。カンタベリーはクライストチャーチの修道士エドマーによれば、王の鹿を捕獲して食した五〇名のイングランド人が逮捕され、告発された。彼らは嫌疑を否認し、すぐさま熱鉄神判にかけられた。それから三日後、被疑者たちの手が検査され、火傷を負っていないことが判明した。かくして、彼らの無罪が立証されたのであるが、国王ルーファスは激怒し、神の判決に対して不信感をあらわにしたという。⁽⁷⁾

次王ヘンリ一世は、オルデリック・ヴィタルによれば、イングランド全土における狩猟独占権を主張し、「少数の貴族と家中の者に、辛うじて彼らの所有する森において狩りをする特権を与えたにすぎなかつた」(*et uix paucis nobilioribus ac familiaribus privilegium in propriis salibus uenandi permisit*)⁽⁸⁾。ウィリアム・オヴ・ニューバラもヘンリ一世の狩猟好きを強調したうえで、「鹿の殺害者と殺人者を処罰するにあつては、公の場ではほとんど区別しなかつた」(*in publicis animadversionibus cervicidas ab homicidas parcum discernbat*)として、御料林犯罪者の絞首刑を暗示している。⁽⁹⁾しかしながら、管見の限りでは、少なくともこのヘンリ一世の時代以降は、御料林犯罪においても罰金刑がかなり一般的化していたように思われる。同王治世第三一年度のパイプ・ロウルにはかかる罰金の記載が随所に散見され、ウォリック伯のように「赤鹿の訴訟のために」(*pro placitis Cervorum*)七二ポンド以上もの高額な罰金を科せられた者もいた。⁽¹⁰⁾

ヘンリ二世の狩猟愛好熱もつと知られていたもののように、ジェラルド・オヴ・ウェイルズによれば、王の狩猟熱は「節度を越えて」(*trans modestiam*)いた。⁽¹¹⁾宮廷人たちが娯楽のひとつとしての狩りに興じていたことは確かである。それを激しく非難したジョン・オヴ・ソールズベリは、森の掟に対しても手厳しかった。彼はその著『ポリクラテイクス』のなかで、イングランド諸王を念頭におきつつ、かれらは「神のひとり子がみずからの血でその罪を贖つた人間を、小動物のために破滅させるのをおそれなかつた」(*Nec veriti sunt hominem pro bestiola perdere, quem unigenitus*

Dei redemit sanguine suo.)として、小鳥をワナ仕掛けで捕獲し、輪繩を編み、楽器でおびき寄せることすら犯罪とされ、かかる犯罪者が「動産の没収によって罰せられ、あるいは四肢の損失や生命の喪失によってすら処罰される」(12) *nel proscrizione bonorum mulatur, nel membrorum punitur salutsque dispendio.*) ことに驚きを禁じえないのである。(13)

ヘンリ二世はいわゆる *Prima Assisa* において、祖父ヘンリ一世治世の刑罰—両眼剝出と去勢—を復活させることを定めた。(14) 御料林犯罪の嫌疑をかけられた者が熱鉄神判によってみずからの嫌疑を晴らした例としては、既述のルーファスの時代の事例がよく知られているが、少なくともヘンリ二世の次の一史料は冷水神判も用いられていたことを裏づけている。一二七一×七七年の記録によると、ある二人の男が王の森と獣の捕獲に関連して告発され、「水の神判に付された」(*examinationi aque addicti*)。うちひとりは殉教者トマス・ヘケットに救済の祈りをささげて助命されたが、もうひとりは有罪とされ、「絞首刑に」(*suspensio*) 処せられたという。(15) また、決闘審判が金銭で代納された事例もみられる。ヘンリ二世治世第一四年度(一二六七年)のパイプ・ロウルには、複数のオウクを根こそぎ掘り起こしたかどで告発されたエイルリック *Airic de Stodlega* が、「マシュー・クロックとの決闘に代わる上納金として」(*pro fine Duelli versus Matheum Croc*) 四〇マルクの会計報告をおこなった旨の記載が残されている。(16) マシューは当時ウィルトシャのチプナム御料林長官をとめていた人物で、エイルリックは一一六六年にアラン・ド・ネヴィルによって実施されたウィルトシャの御料林巡回裁判時に、マシューを相手どって決闘審判をおこなうよう申し渡されていたようである。(17) ちなみに、上記一二六七年のパイプ・ロウルの記載は、ウィルトシャの項目中「新しい訴訟と新しい上納金」(*Nova Placia. Et Nova Conventiones.*) の見出しの下に記されている。

以上にみたような御料林犯罪者に対する刑罰は、確かに御料林法の残忍さを反映して余りある。ジュデイス・グリーンは御料林犯罪の刑罰の厳しさについて触れ、ヘンリ一世治世第三一年度のパイプ・ロウルに記載されている罰金刑は

なるほど過重ではあるが、最高刑が死刑ならびに四肢切断であったことを斟酌すると、過重な罰金刑も死刑ないしは身体刑の軽減とみなすことができるかもしれない、と述べている。¹⁷⁾ リチャードソンとセイルズ両氏もつとに強調しているように、法に定める刑罰と実際の運用とは別個の問題として考える必要がある。実際には御料林法に定める刑罰が文字通り施行されることはめつたになく、罰金刑のほうが圧倒的に多かつたようである。¹⁸⁾ さらに、ここでわれわれが想起しなければならないのは、鉄や水による神判はもとより、御料林法の厳しきや刑罰の残忍さの指標とされてきた死刑や身体刑が、ひとり御料林犯罪者のみに科された刑罰ではなかつたという、改めて述べるまでもない事実である。

たとえば、ウィリアム一世がその統治理念をみずから伝達した文書のひとつとされているウィリアム征服王の法(所謂「十か条の法」)では、周知のように、死刑を廃止し、両眼剔出と去勢を執行すべきことが定められている(第一〇条)¹⁹⁾。上述したアングロサクソン年代記に記されている御料林犯罪者に対する刑罰「両眼剔出は、この所謂「十か条の法」第一〇条と照らし合わせて考えてみると、死刑よりも軽減された刑であつたことが理解されよう。実際のところ、ノルマン人アンジュー諸王は謀反を起こした者や裏切り者に対して、死刑、四肢切断、財産の没収、国外追放、投獄といったあらゆる刑を科していた。これについては、『アングロサクソン年代記』の叙述やヘンリー一世治世第三二年度のパイプ・ロウルの記載中にその事例を見いだすことができる。

ウィリアム二世治下でおこつた一〇七五年の反乱後、高位のブルターニュ人及びノルマン人の反乱者は国外追放、財産没収もしくは投獄に処せられたが、主犯格のひとりイングランド人貴族のワルゼオフ伯爵 Earl Waltheof は打首にされた。このとき、陰謀に加担した幾人かのブルターニュ人反逆者も両眼を剔出された。²⁰⁾ また、同じくウィリアム二世治下一〇九五年の反乱後、ウィリアム・オヴ・William of Eu は大逆罪で告発され、決闘審判にかけられて敗れたため、両眼剔出と去勢に処せられた。²¹⁾ 巡回裁判に際して短期間のうちに死刑執行がおこなわれたケースもあつた。一一二四年一月末に国王裁判官ラルフ・バセットはレスターシャーで巡回裁判を実施し、かつて例をみないほど多くの窃盗犯を絞首刑

に処したという。具体的には四四名が絞首刑に、六名が両眼剔出及び去勢にそれぞれ処せられた。²²⁾

国王の肖像が打刻されている鑄貨の偽造は、とりわけ国王の激しい怒りを惹起した。

一二二四年のクリスマスから翌二五年にかけて、鑄貨製造人らは悪貨製造のかどで国王ヘンリ一世の逆鱗に触れ、右手と拳丸を奪われた。²³⁾ マーク・ブラックバーンはこのときになされた鑄貨製造人の処罰を当時の貨幣改革と関連づけている。すなわちヘンリ一世は一二二五年、何年かにも一回の割合で標準鑄貨を製造するというアングロ・サクソン時代以来の慣行を廃止した。それに伴って、イングランドでは半数以上の鑄貨製造人が解雇され、鑄貨製造所もかなりのものが閉鎖されることになったという。こうした貨幣改革は、ヘンリ一世とその顧問たち、わけでもロジャ・オヴ・ソールズベリーの主導で断行されたが、その目的は銀貨の質の維持と損失の防止にあつた。当改革は、一二二三年に始まり一二二八―三一年に全盛期を迎える。徹底した行政改革 *intense administrative reform*、の時期と軌を一にしていた。²⁴⁾

ヘンリ一世治世第三二年度のパイプ・ロウルにも、四肢切断の事例は散見される。

たとえば、鑄貨製造人ブランド (Brand Monetarius) は、「他の製造人とともに四肢を切断されることのないよう」(*nesset disfactus cum aliis Monetaris*)。一二二九年の時点で、いまだに二〇ポンドの会計報告をおこなっていた。²⁵⁾ また、ノーサンプトンの州長官は、彼が四肢を切断した林務官のために、四ポンド一三シリング四ペンスの会計報告をおこなっている。²⁶⁾ 四肢を切断したのは州長官で、林務官は切断された側である。

一二世紀後半に活躍した年代記作者ラルフ・オヴ・デイセットによれば、一一七九年、ヘンリ二世は「無鉄砲にも大胆に野獣の棲みかを襲撃したものを、罰金で圧迫するか、比較的長期に及ぶ監禁で苦しめるか」(*ferarum cubilia temeraris ausibus incurasantes, vel mulctia reprimere, vel carceralis custodia maceraret diutius*)、²⁷⁾ いずれかの刑を科すことにしたという。換言すれば、王は御料林法違反者については罰金もしくは禁固刑でのぞむ方針を打ち出したのである。これに対して、殺人犯は絞首刑 (*suspensio*)、大逆者は国外追放 (*exilio*) にそれぞれ処され、逮捕者の罪

が比較的軽い場合は四肢の切断で (*levioribus in flagitiis deprehensi truncatione membrorum*) 処罰することにしたとラルフは述べている。⁽⁸⁷⁾ ここで注目すべきは、御料林犯罪者に対する刑罰が、死刑ないしは身体刑ではなく、罰金刑もしくは禁固刑とされている点である。このことは御料林犯罪者に対して、死刑ないしは身体刑がまったく科されなかったということの意味しないまでも、当時にあつてはかなりまれであつたことを想起せしめる。ラルフ・グランヴィールに帰せられる法書(一一八八年)には、「最高刑〔死刑〕ないしは四肢切断によつて処罰される」(*ultimo puniuntur supplico aut membrorum truncatione*) 犯罪として、大逆、殺人、放火、強盜、強姦、偽造などの犯罪項目が記されているが、⁽⁸⁸⁾ 殺人、大逆、貨幣の偽造はこのほか嚴罰の対象と目されていたようである。

さて、一一八四年のいわゆるウッドストック法令 (*Assize of Woodstock*) 第一条において、ヘンリー二世は御料林犯罪についてはヘンリー一世によつて科された残忍な刑罰を復活させることを定め、威圧的な態度でのぞむことを表明している。⁽⁸⁹⁾ だが、ウィリアム・オヴ・ニューバラが述べるところでは、ヘンリー二世は「祖父〔ヘンリー一世〕同様狩りに興じ、その熱意は度を過していたが、獸〔鹿〕のために定められた法に違反せる者を罰するにあつては、祖父ほど厳しくなかつた。実際のところ、先述したように、ヘンリー一世は公の場で処刑するに際しては、殺人者と鹿の殺害者をまったくあるいはほとんど区別しようとしなかつた。これに対してヘンリー二世は、その種の犯罪者を事情に応じて禁固刑もしくは国外追放に処してゐた」(*Venationis delicias aequae ut avus plus justo diligens, in puniendis tamen postiarum pro feris legum transgressoribus avo mitior fuit. Ille enim, ut suo loco dictum est, homicidarum et feticidarum in publicis custodia sive exsilio ad tempus coercuit.*) のやま。⁽⁹⁰⁾

ここで改めて指摘するまでもなく、死刑、両眼剔出、四肢切断、去勢といった身体刑それじたいは決して御料林法に固有のものではなかつた。ラルフ・オヴ・デイセトやウィリアム・オヴ・ニューバラの叙述からもうかがえるように、

ヘンリ二世の時代にあつては、むしろ罰金刑や禁固刑あるいは国外追放が一般的になつていたようであり、ことさらに御料林法の厳格さ、刑罰の残忍性を強調するのは問題であるように思われる。

罰金刑の一般化が御料林の財政的価値の高まりと表裏一体の関係にあつたことは容易に想像がつく。近年、ユ・J・スロヴェイスカヤはパイプ・ロウルを主史料として、財政年度一一五八〜一一八八年（ヘンリ二世治世）、一二〇四〜一二〇五年及び一二〇八〜一二〇九年（ジョン王治世）における王室諸収入を分析し、当該時期における御料林収入を割り出しているが、それによると御料林収入は王室収入全体の一割弱を占めていた^①。

いずれにせよ、御料林法の規定にいう身体刑と、その実際の運用との乖離をわれわれはこれまで以上に考慮に入れる必要があるだろう。上記のウッドストック法令において、嚴罰を科したとしてその名が挙げられているヘンリ一世が「もつとも熱心に追及したのが盗人と秘密裡に（貨幣の）偽造をおこなつた者」（*fures et falsarios latentes maxima diligentia perscrutans*）であり、また治世当初はひとつのみせしめとして過重な罰金や死刑も辞さなかつたが、のちには刑罰も「四肢の切断」、その後は一層罰金の支払いに向かう傾向にあつた」（*ad membrorum detractionem, post ad pecuniae solutionem proclivior*）というウィリアム・オヴ・マームズベリーの言述は^②、その意味で示唆的である。

二、一二世紀エセクス御料林の一側面

「はじめに」において述べたように、かつて筆者はジョン王の獵獸捕獲に関連して二三世紀エセクス御料林の一側面をさぐつてみた。本節ではラウンドの研究を導きの糸としながら、一二世紀エセクスの御料林について若干検討してみたい。

ドゥームズデイブックには、エセクスのリトルWitleマナに関連し、「ハロルドの時代、ひとりの豚飼いがいた。〔中略〕しかし、ロベルツス・グレノは、王がやって来てからのち、その豚飼いをマナから抜擢し、王の森の林務官にした」*(In tempore Haraldī fuit I Porcarius... Sed Robertus Greno postquam Rex venit accepit eum de manerio, et fecit forestarium de Silva Regis.)* という記載が残されている。³³⁾ ここで「王」とはいわゆるウイリアム征服王を指し、H.C.ダービーによれば、この記載はドゥームズデイブック中、エセクス御料林に関する唯一の言及であるという。³⁴⁾ ロベルツス・グレノことロバートRobert Gernonはエセクス一州だけでも四四のマナを保有していた大土地保有者で、その中心所領はスタンステッドStansteadにあった。彼はエセクス御料林の初代の御料林長官と目されている人物で、上述の如く、王領マナのひとつであったリトル・マナに属する豚飼いを「征服」後に林務官に任じていた。ドゥームズデイブックによると、同マナはエドワード証聖王当時、一五〇〇頭の豚を飼養するに十分な森林地があったが、ドゥームズデイ調査(一〇八六年)当時、その数は一二〇〇頭に減少していた。³⁵⁾

リトル・マナは、中世全体を通じてエセクス御料林の一部を成していた。ダグデイルW. Dugdaleが書き残した一史料によると、コルチエスタの聖ヨハネ修道院の修道士たちは、国王ヘンリ二世から同所において庵を寄進され、種々の特権を得ていた。その史料によれば、ヘンリ二世は「かくして彼らがその施物をあらゆる役務から自由かつ平穩に保有すべきこと、また開墾〔の訴訟〕を免れるべきこと、さらに御料林内では上述した庵に必要なものは何であれ、すなわち燃料のため、家屋建造のために必要なものは何であれ取得すべきこと、かつ彼らの家畜の放牧地や柵を保持すべきこと、さらに木の実の収穫期が終わるまで、その収集者を二名、御料林内で確保すべきこと」*(ut teneant illam elemosinam liberam et quietam ab omni servitio, et nominatim ut sint quieti de essartis, et ut habeant in foresta mea quicquid eis opus fuerit ad praedictum heremitageium, scilicet ad ignem suum, et ad domos suas faciendas, et pasturam ad animalia sua, et claustrum; et ut habeant duos homines in foresta mea ad colligendas nuces*

quandiu tempus colligendi durat.) 認めるとして、コルチェスタの修道士たちに対して、開墾の自由をはじめとする種々の特権を認可していたのであった。⁽³⁶⁾

ところで、上述したロバートが保持していたエセクス御料林官職については、彼の没後その息子ウィリアムに引き継がれ、ウィリアムの代にモンフィッシュェット *Montfiche* の姓を名のるようになる。その後、同官職は世襲でモンフィッシュェット家のギルバート、リチャード、そして同名のリチャードと順次継承され、一二六七年に男系が途絶えるまで同家がエセクス御料林官職を保持し続けたのであった。⁽³⁷⁾

ヘンリ一世の時代までにはエセクスのかんりの地域が御料林化されていたものと思われるが、その正確な範囲を確定することはできない。とはいえ、ヘンリ一世治世第三一年度のパイプ・ロウルのエセクスの項には、ラウンドの言をもつてすれば、「御料林訴訟が蚤の如くびっしりと (*forest pleas as thick as fleas*)」記されており、⁽³⁸⁾ 各地に御料林区域が設定されていたことをうかがわせる。たとえば、巡回裁判官ウィリアム・ドベニィ *William d'Aubigny* がエセクスにおいて審理した御料林訴訟について、エセクス州長官が総額一三〇と半マルク、すなわち約八七ポンドの会計報告をおこなっているほか、七名の土地所有者も同じく御料林訴訟のために総額九〇マルク、すなわち約六〇ポンドの会計報告をおこなっている。また、ロジャ *Roger de Ramis* は国王の許可なしでパークを創設した—これは重大な御料林法違反に相当—かじで四〇マルク (約二六ポンド余) もの過重な罰金を科されていた。⁽³⁹⁾

ラウンドは御料林訴訟に関する記載中、ウォルタ・ティレル *Walter Tirel* の寡婦がランガム *Langham* マナの御料林訴訟につき一〇マルクの会計報告をおこなっている記事に着目し、このことからエセクスの御料林は南西部ウォルサム地域にあった旧来の御料林から、エセクス北東部にまで拡大されていたと推測している。⁽⁴⁰⁾ 換言すれば、ヘンリ一世当時、エセクス御料林はレクデン・ハンドレド *Lexden hundred* の北東端まで拡大していたということである。⁽⁴¹⁾

ところで、ヘンリ一世治世第三一年度のパイプ・ロウルには、狢獣捕獲をはじめとする御料林訴訟のみならず、違法

な開墾に関する記載も列記されている。表1は、同パイプ・ロウルの記載をもとに、エセクスの開墾訴訟 (pleas of essarts) をまとめたものである。

そこに示されているように、エセクスでは聖俗を問わず、九名の者が総額およそ七〇ポンドに及ぶ罰金の納付義務を負っていた。ここでは後段に述べる内容との関連で、バーキング女子修道院長が六〇シリング (すなわち三ポンド) の会計報告をおこない、全額免除になっていることに注目しておきたい。また、ロバート Robert Adelemus なる人物が開墾訴訟に関連して、乗用馬一頭と隼一羽の会計報告をし、後者についてはウィリアム・ドビニイに免じてその支払いを免除されていることも付記しておこう。

上述したように、ヘンリー一世治世第三二年度のパイプ・ロウルにみる限り、エセクス御料林は一一三〇年の時点ですでにエセクス北東部のランガムにまで及んでいたものと推察されるが、ステイーヴン王治下ではさらにエセクスの北東端テンドリング・ハンダレド Tending Hundred—スタウマ Stour 川とコウール Colne 川の河口にはさまれた半島部分—にまで拡大されていたようである。このことは、次の特許状より判明する。

【私案①】

Stephanus rex Anglorum Justic' vicecomit' et forestariis et omnibus fidelibus suis de Essex salutem. Sciatis quod pro Dei amore et pro anima

表1

会計報告者	罰金	備考
William Lelutre	40s.	
Abbess of Barking	60s.	全額免除
Laurence of Rouen	60s.	30s.の免除
Herbert son of Dudeman	20m.	14m.の免除
Richard Basset(sheriff)	20m.	Count of Mortainの直轄マナの開墾に関する会計報告で、全額免除
Archbishop of Canterbury	20m.	全額免除
Abbess of Caen	20m.	10m.の免除
Earl of Warenne	5m.	全額免除
Roger son of Richard	7m.	全額免除

(s:シリング, m:マルク)

(出典) *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.57-58より作成。

Regis Henrici et omnium antecessorum meorum et omnium fidelium, clam quiete Domino Hundred[um] de Tenderinge de assartis et placitis forestar[um] imperpetuum. Quare volo et precipio quod omnes homines de eisdem Hundred sint quieti imperpetuum de Foresta, placitis ferarum, et placitis forestarum ne unquam amplius inde ponantur in placitum. Testibus: Richardo de Lucy, et Richardo de Camvilla. Apud Woodstoke.

「イングラント人の王ステイーヴンは、エセクスの地方判官、州長官、林務官ならびにそのすべての忠臣に挨拶を送る。汝らは余が神の靈魂のため、国王ヘンリの靈魂のため、そして余のすべての祖先と余の忠実なるすべての臣下の靈魂のために、神に対してテンドリング・ハンドレドの開墾地の権利と御料林訴訟を永久に放棄したことを知るべし。かくして、余は同ハンドレドの全住民が未永く御料林、野獣の訴訟、御料林訴訟から平穩にして、今後その件で訴えられることのないよう欲し、かつ命ずる。認証者、リチャード・ド・ルースィおよびリチャード・ド・カムヴィル。ウッドストクにて」⁽⁴³⁾。

右の特許状はエドワード二世治世第一七年度に実施された御料林巡回裁判時に提示されたもので、認証者としてリチャード・ド・ルースィならびにリチャード・ド・カムヴィルの名が挙げられていることから、発行年代は一一四〇年以降と推定されている。かつてフィッシュヤーが発見した御料林指定解除に関する最古の記録は一二〇四年国王ジョンのそれであったが（後述【史料④】参照）、右にみた特許状の文言から、われわれはジョン王によって御料林指定解除が行われるおおよそ六〇年前に、国王ステイーヴンがテンドリング・ハンドレドを御料林指定から解除していたことを知るのである。ステイーヴンがえて当ハンドレドを御料林に指定したとは考えにくいので、ラウンドが述べているように、当ハンドレドを御料林に指定したのはおそらくヘンリ一世であろう⁽⁴⁴⁾。

ところで、ことエセクスの御料林に関して言えば、右にみた特許状史料が御料林指定解除の最古の文書というわけではない。一一三六年頃のものと同推定される次の特許状が存在しているからである。

【史料②】

St(ephanus) rex Anglorum archiepiscopus episcopus abbatibus comitibus vicecomitibus baronibus et omnibus ministris et fidelibus suis totius Anglie salutem. Sciatis me concessisse Adel(ide) sorori Pag(ani) filii Joh(annis) abbatiam de Berchinges et quicquid illi adiacent. Quare volo et concedo quod iia bene et in pace et honorifice teneat et quiete et libere terram et domum et homines et omnia sua cum soca et saca et toll et team et infangenethef cum warpeni et omnibus libertatibus suis in burgo et extra per terram et aquam in festis et extra in via et extra et cum omnibus libertatibus ecclesie illius cum quibus aliqua antecessor sua melius et quietius tenuit et sicut illi pertinent ecclesie et sicut carta regis Henrici testatur. Et reddo et concedo ecclesie Berkingie et abbatisse Adel(ide) omnes boscos et terras suas de Leschold et alias quas Henricus rex afforestavit ut illas excolat et hospietur. (Testibus) Will(ellmo) Mart(ell), et Al(berico) de Veer, et E(ustachio) filio Joh(annis). Apud Clarend(onam).

右の特許状は「国王ステューヴンがペイン・フイツジモンPain Fitz-Johnの姉妹アチラノーザAdelizaとバーキンズの修道院とその付属物のすべてを授与したものだ」その末尾をみると「余はノーキンズの修道院と修道院長アゴラノーザに「国王ハンリが御料林に指定したLescholdなどの他のハンズの森林と土地を」同修道院が耕作し、かつ占有せよと命じらるべし」(Et reddo et concedo ecclesie Berkingie et abbatisse Adel(ide) omnes boscos et terras suas de Leschold et alias quas Henricus rex afforestavit ut illas excolat et hospietur.) と記述されている⁽⁴⁾。

当該特許状では「認証者としてウォリアム・マルテルWilliam Martel、オーブリー・シ・アウブレイAubrey de Vere、トマス・フイツジモンEustace fitz Johnの三名が挙げられているが、ラウンズはエスタス・フイツジモンの名から推して、

当特許状の発行は一一三八年以前で（ユスタスは同年八月二日までにはステイーヴンを見捨て、スコットランド側に鞍替えしていた）、実際には一一三七年初頭に国王ステイーヴンがノルマンディに渡航する前に出されたものであろうと推測している。また、ジュデイス・グリーンは当特許状の発行年代を一一三六年頃とみている。⁴⁶ ラウンドがいうところのこの「バーキング特許状」は、国王ステイーヴンが治世初めにバーキング修道院の所有する森林と土地を御料林指定から解除したことを明らかにしており、開墾ならびに耕作・占有を認めている点が注目される。

次に、この「バーキング特許状」の歴史的意義を少しく考えてみよう。

周知のように、ステイーヴンは戴冠式後の一一三六年四月はじめに、いわゆるオクスフォード自由憲章を發布し、御料林に関しては、「余の祖父ウイリアム王ならびに余の伯父ウイリアム二世が創設し、保有していた御料林は余の手に留保する。ヘンリ王が付加した他のすべての御料林については、余はそれを教会および王国に返還し、かつ譲与する」(*Forestas quas Willelmus) rex avus meus et Willelmus) secundus avunculus meus instituerunt et tenuerunt, illas, mihi reservo. Ceteras omnes quas rex Henricus superaddidit, ecclesiis et regno quietas reddo et concedo.*)との誓約をおこなった。⁴⁷

年代記作者ヘンリ・オヴ・ハンティンドンは、右の規定に該当すると思われる箇所で、「第二に、彼〔ステイーヴン王〕は、ヘンリ王がおこなったように、聖職者ないしは俗人の森林をみずからの手に留保しないことを誓った。ヘンリ王は、かれらがみずからの森林において、猟獣を捕獲したり、かれらの必要に応じて森林を開墾し、減じたりすると、その年毎に彼らを告訴していた」(*Secundo, novit quod nullius clerici vel laici silvas in manu sua retineret, sicut rex Henricus fecerat, qui singulis annis implacitauerat eos, si vel venationem caperent in silvis propriis, vel si eas ad necessitates suas extirparent vel diminuerent.*)として、ヘンリ一世治下においては御料林地域が聖俗諸侯の領地にまで拡大され、毎年のように御料林裁判が実施され、森林の開墾も行なわれていたことを示唆している。⁴⁸

ステイーヴンが、少なくとも上述した自由憲章の発布直後には、誓約を履行する意向であったことは次の令状からうかがえる。

【史料⑤】

Stephanus rex Anglorum] Miloni] Glovernie et [Pagano] filio Johannis salutem. Facite recognosci per sacramenta duodecim legalium hominum de comitatu Herefordie quos boscos episcopi Herefordensis Henricus rex afforestavit in vita sua. Et omnes illos episcopo reddo quietos, ita quod nemo fuget in eis, neque se intronitit in aliquo inde nisi per episcopum super forisfactum meum. Teste cancellario. Apud Oxoniam.

「イングランド人の王ステイーヴンは、マイルズ・オヴ・グロースタおよびペイン・フィッツジョンに挨拶を送る。汝らはヘリフォード州の法に適った一二名の者たちの宣誓にもとづき、ヘリフォード司教の森で、ヘンリ王がその存命中に御料林に指定したものを認定証言させよ。しかるのち、余は同司教に対して、それらの森をすべて平穩に返還する。かくして、何人もそれらの森で狩りを行なつてはならず、また、この件に関しては同司教を介してでなければ、如何なる森にも干渉してはならない。これに違反した場合は、余に罰金を支払うべし。オクスフォードにて」⁽⁴⁹⁾。

一一三六年頃に交付された当令状は、国王ヘンリー一世が御料林に指定していたヘリフォード司教の森(複数)を、一二名の適法者たちの宣誓にもとづく認定証言により、同司教に返還すべきことを命じている。オクスフォード自由憲章でなされた誓約は、教会からの協力を得るために国王ステイーヴンが支払わなければならなかった代償であったことを想起すると、ヘリフォード司教宛てのこの御料林指定解除命令もその線に沿つて出されたものと解釈できないこともない。だが、ステイーヴンはオクスフォード自由憲章が出された同一一三六年、ヒュー・バイゴッドとその一味が引き起こした反乱を鎮圧すると、王の狩猟館のあったブランプトンにおいて御料林裁判をみずから実施し、同憲章を反故にしてしま

うのである。ヘンリ・オヴ・ハンティンドンによれば、「かくて、これらの偉業（叛徒らの城を攻略し、それを奪回したことを指す―筆者注）を首尾よく成し遂げると、王は意気揚々とハンティンドンから一マイルほどの所にあるブランプトン Brampton まで狩りをしに出かけた。そこで王は貴族諸侯の御料林訴訟、すなわち森林と猟獣に関する訴訟を審理し、神と人民との誓約および契約を破棄したのであった」(Eliatus igitur rex his prospere gestis venit unatum apud Brantonam, que abest miliario ab Huntendona, et ibi placitavit de forestis procerum suorum, id est de silvis et venationibus, et fregit votum et pactum Deo et populo.)。

さて、上述したように、ステイーヴンは自由憲章のなかで、ヘンリ一世が付加した御料林地域については、その指定を解除することを誓約していた。したがって、理論的にいえば、ヘンリ一世によって御料林に指定された地域は無条件でその指定が解除されてしかるべきであり、あえて特許状を発行するには及ばないわけである。にもかかわらず、「バーキング特許状」にその一例をみる如く、ステイーヴンがわざわざ特許状を発行して特定の修道院に御料林の指定解除を認めていることは、裏から言えば、オクスフォード自由憲章の誓約が遵守されていなかったことを意味する。「バーキング特許状」の意義も、まさにそれを裏づけている点に存するといえよう。

ところで、バーキング修道院がステイーヴンからこうした御料林に関する「特惠 (a special favour)」を付与された背景には、同修道院と王家との深い結びつきがあった。七世紀後半に創建されたバーキング修道院は、征服王ウィリアムが戴冠式後ロンドン塔が建造されるまでの間籠^{こも}っていたとされる修道院で、ヘンリ一世の王妃マティルダがその運営に携わっていたこともあった。先述したヘンリ一世治世第三十一年度のパイプ・ロウルにおいて、われわれはバーキング女子修道院長が開墾訴訟で六〇シリング（すなわち三ポンド）の会計報告をおこない、その支払いを全額免除されていたことをみたが、その背後にはこうした同修道院と王家との密接な関係があったものと思われる。

一三三六年にバーキング修道院長アグネスが没すると、国王ステイーヴンは王妃マティルダに、伯母マティルダと同

様にバーキング修道院を保持すべく、同修道院の管理を委ねた。王妃マティルダはほどなくして修道院の運営をペイン・フィッツジョンの姉妹アデライザに委譲するが、同修道院は王妃マティルダならびにアデライザの下でステイーヴンから多くの特権を授かっていた⁽⁵³⁾。前述の「バーキング特許状」にみた御料林指定解除ならびに開墾許認の特権もそのうちのひとつに数えられる。バーキング修道院長アデライザは、その後バーキング修道院の附属施設のひとつとしてイルフォード施療院を創設するが、同修道院と施療院については御料林地域における開墾の問題とのかかわりで、次節においてあらためて触れるつもりである。

さて、エセクスにおいて大規模な御料林指定解除がおこなわれたのは一二〇四年のことであった。同年、国王ジョンはローマ時代の大街道ステインストリートStanesstreetービショップス・ストートフォードBishop's Stortfordから真東にコルチェスタColchesterまで延びる街道ーの北側部分を御料林地域の指定からはずした。その記録は左の如くである。

【中略④】

Sciatis nos deaforestasse[forestam] de Essexia que est ultra calceam versus aulionem que tendit de Stortforde versus Colecestriam] usque ad boscum de Wildehora, ubi ad capud fossati quod dicitur Haidich jungitur predictae calcee, et exinde ultra calceam sicut via tendit usque ad novum pontem et exinde sicut magnum chininum tendit usque in Heilande, ita quod tota foresta infra predictas metas contenta et homines ibi manentes et heredes eorum sint deaforestati et liberi et soluti et quieti in perpetuum de nobis et heredibus nostris de omnibus que ad forestam et forestarios pertinent, ita quod capiant et habeant omnimodam venationem quam capere poterint infra predictas metas, etc.,

右の記述の後半部分、すなわち、「かくして、上記の範囲内に含まれるすべての御料林とそこに居住せる人々ならび

にその相続者は御料林指定を解除され、御料林と林務官に関わる一切の事柄につき、余および余の相続者から末永く自由にして、免除され、平穩たるべし。その結果、かれらは上記の範囲内において捕獲することができざるあらゆる種類の獵獸を捕獲し、かつ所有してもかまわないものとす云々」(ita quod tota foresta infra predictas metas contenta et homines ibi manentes et heredes eorum sint deaforestati et liberi et soluti et quieti in perpetuum de nobis et heredibus nostris de omnibus que ad forestam et forestarios pertinent, et quod capiant et habeant omnimodam venationem quam capere poterint infra predictas metas, etc.) にみられるように、御料林の指定解除をうけた地域住民は、今後、御料林に関わる一切の事柄から免除され、狩獵の自由も認められることになった。なお、この特許状の代償として、「エセクスの人びと」(Homines de Essex) — おそらくは、指定解除の恩恵に浴した人びと — は五〇〇マルクという莫大な金額と軍馬五頭を納付する会計報告をおこなっている⁽⁵⁵⁾。

当特許状と類似のものが同時期に何枚か発行され、たとえばスタッフォードシャーやデヴォンおよびコーンウォールでも御料林の指定解除がおこなわれている。したがって、エセクス一州だけが御料林指定解除の対象となっていたわけでは決してなかった。しかも、こうした御料林指定解除はいずれも多額の代償を伴ったが、その背後には当時対仏戦争において莫大な軍資金を必要としていたジョン王の台所事情があったものと思われる⁽⁵⁶⁾。エセクスの北部地域を御料林指定からはずした一二〇四年の当特許状は、逆に言えば、その年に至るまで当該地域が御料林地域であったことを裏づけている。

以上にみたように、一二三〇年のパイプ・ロウルの記載などからヘンリー一世治世末までにはエセクスのかなりの地域が御料林化されていたものと思われる。だが、パイプ・ロウルの記載はきわめて断片的であるうえ、他の史料からも一二世紀エセクス御料林の正確な地理的範囲はつかめないというのが実際のところである。また、ステイーヴンはブランプトンで御料林裁判を開廷し、オクスフォード自由憲章を反故にしたが、エセクスにおいて御料林の指定解除が最初におこなわれたのが同王治世期であったことは、次節に述べることがらとの関連で注目しておきたい。

三、ステイーヴン治世期における御料林行政をめぐって

前節においてわれわれは、エセクス御料林の指定解除に関する最古の特許状【史料②】がステイーヴン治世期のものであることをみたが、同王治世期の御料林に関してはエマ・クローンが簡にして要を得た叙述をおこなっている以外にまとまったものはなく、御料林史関連では今日よく引用されるチャールズ・ヤングの著書のなかでもごく手短に触れられているにすぎない⁽¹⁸⁾。ところで、近年、ニコラス・ヴィンセントはステイーヴン王治下における御料林に関連し、いくつかの注目すべき新史料を発掘している。そのひとつに、上述したバーキング修道院とイルフォード施療院に関する次のような特許状がある。発行推定年は一一三六×一一五四年、もしくは一一五二×一一五四年で、ロンドンで発行されたものである。

【史料⑤】

Stephanus rex Angl(orum) episcopo Londoni et iustic(i)s et vicecomit(i) et forestar(i)s et ministris suis et fidelibus suis de Essex salutem. Sciatis quod dedi et concessi in perpetuam elemosinam Deo et ecclesie sancte Adelburge de Berking totum essartum de Estholt ad opus infirmorum de hospitali de Ilforde, et volo et precipio quod predicti infirmi teneant et habeant prefatum essartum cum appendic(i)s suis in perpetuam elemosinam libere et quiete ab omnibus placitis essart(arum) sicut elemosinam meam dominicam. Testibus R(ogero) de Prax' et Warn (ero) de Lusor apud London.

「イングランド人の王ステイーヴンは、ロンドン司教、エセクスの地方判官、州長官、林務官とその下役、ならびに

その忠臣に挨拶を送る。汝らは余が神とバーキングの聖エセルバーガ修道院に対し、Estholtのすべての開墾地を、イルフォード施療院の病者の使用に供するため、永代寄進地として贈与し、かつ授与したことを知るべし。かつ、余は上述した病者が上述の開墾地をその付属物とともに、開墾地のあらゆる訴訟から自由にして平穩に、あたかも余の直接支配下にある寄進地の如く、永代寄進地として保有し、かつ所有することを欲し、命ずる。認証者、ロジャ・ド・フラクシネおよびワーナー・ド・リュゾール。ロンドンにて」。

右の特許状(便宜上、*グイルフォード特許状*と呼ぶことにする)は、みられるように、ロンドン司教、エセクスの地方判官、州長官、林務官そしてその下役たちに宛てられたもので、彼らに対してイルフォード施療院の病者のために、国王がバーキング修道院にEstholtの開墾地を、開墾にかかわる訴訟を免除して譲与したことを告知している。開墾地「Estholt」は、先述した「バーキング特許状」の「Leschold」と明らかに同一の場所で、文字通りには「東の森」(the east wood)を意味した。そこは一二三四年頃にはHineholtとして知られており、現代の地名でいうとHainaultだが、今日でもイルフォードの北方にあり森林地帯を形成している⁽⁶⁾。

ヴィンセントによるとイルフォード施療院の基本財産に関する説明は、一一六三×一一七四年にロンドン司教ギルバート・フォリオット Gilbert Foliot によって発行された確認証書のなかに見出されるという。それによると同施療院はバーキング教区教会の収入の半分その他に加え、Estholtにある一二〇エーカーの開墾地をバーキング修道院長アデライザから贈与されていた⁽⁷⁾。上でみた「グイルフォード特許状」では、Estholtの開墾地をイルフォード施療院に贈与したのは国王ステイヴンであるとされており、アデライザではないが、いずれにせよヘンリー一世治下で御料林に指定されていた森林地がステイヴンによってその指定を解かれ、その後には伐り拓かれた開墾地がイルフォード施療院創設の基本財産の一部を構成していたことについては、疑問の余地がない。御料林の指定解除に伴う開墾許認の重要性がうかがえよう。なお、この「グイルフォード特許状」とほぼ同じ時期に、ステイヴンは既述のテンドリング・ハンドレド全

体を御料林訴訟の対象からはずし、開墾を認めている。⁶²⁾

ステイーヴンは、このほかにもエセクスにおける開墾関連の特許状を発行し、開墾やそれに関わる訴訟を免除している。かかる特権を授与され、その恩恵に浴したものは、たとえばサン・マルタン・ル・グランの聖堂参事会会員、ウエストミンスター修道士、ウイリアム・フィッツロバート、セント・ポール大聖堂参事会会員、ストラトフォード・ラングソーンの修道士、ルーアンのサン・ウーアンの修道士たちであった。⁶³⁾

ステイーヴンによる開墾許認は、同王治世末期にカーンの聖トリニティ女子修道院長に対して発行した特許状にもよりこまれている。当特許状は、ユスタス没後、すなわち一一五三年八月一七日以降に発行されたものと推定されているが、そのなかでステイーヴンは「それゆえ、余は、上述の女子修道院長ならびにフェルスティッドの領民が、すべての開墾地を良く、平和裡に保有し、かつそれらの開墾地を御料林の権利〔訴訟〕や開墾地の罰金から平穩に耕作することを欲し、かつ命ずる。それは、あたかも彼らが他の自らの領地をより平穩に保有しているが如くである」(*Quare volo et precipio quod predicta abbatisa et homines sui de Felested a omnia illa essarta bene et in pace teneant, et colant illa ita quiete de clamis foreste et forisfacis essartorum sicut quietus tenent alias terras suas.*)⁶⁴⁾と述べ、聖トリニティ女子修道院長がエセクスのフェルスティッド・マナにあるすべての開墾地を御料林訴訟や罰金を免れて、保有・耕作することを認めたのであった。但し、「すべての開墾地」とはいえ、ユスタス没(一一五三年八月一七日)後の、聖ミカエルの祝祭日以降になされた開墾に限られた。

次にあげるシュエロプシャのウェンロック修道院Wenlock Abbeyの一史料も、御料林地域における開墾地の許認可にステイーヴンが関与していたことを明らかにしている。当特許状のテクストは特許状集(*Regesta Regum Anglo-Normannorum*)の編者には知られおらず、したがって同史料集には収録されていない。その全文は、左の如くである。

【史料⑨】

Stephanus rex Anglorum archiepiscopi episcopi abbatibus comitibus iustitiariis vicecomitibus baronibus ministris et omnibus fidelibus suis totius Anglie salutem. Sciatis quia do et quietum clamo in perpetuum] Deo et ecclesie sancte Mildburge Winloc' et monachis ibidem Deo servientibus pro anima regis Henrici) avunculi mei et aliorum antecessorum meorum et pro salute anime mee et Mathild(is) regine uxoris mee et Eustac(ii) filii mei et aliorum puerorum meorum omnia essarta que monachi predicti et homines sui fecerunt post mortem regis Henrici) de dominicis boscis omnibus dicte ecclesie sancte Mildburge pertinentibus quos rex Henricus avunculus meus adforestavit, et preter illa .xx. acres de antiqua foresta si illos in ea essartaverunt. Quare volo et firmiter precipio quod ecclesia sancte Milburge et monachi hec omnia prenommata bene et in pace et libere et quiete et honorifice teneant et in perpetuum possideant sicut elemosinam meam dominicam et sicut tenent aliud feodum suum. Testibus Mathilde) regina mea et Henrico) episcopo Wintoniensi) et Rob(er)to episcopo Herefordensi) et Alexandro) episcopo Lincolnensi) et comite Eustacio) filio meo et Willelmo) de Ipra et Will(elm)o Martel et Ricardo) de Luci: Apud Windresores).

「イングランド人の王ステューヴンは全イングランドの大司教、司教、大修道院長、伯、地方判官、州長官、バロン、従臣ならびにその忠実なる臣下たちに挨拶を送る。汝らは、以下のことを知るべし。余は神とウェンロックの聖ミルバーガ修道院ならびにそこに於いて神に仕えし修道士たちに、余の伯父ヘンリ王と余のその他の祖先の靈魂のために、さらに余ならびに余の妻にして王妃たるマティルダ、余の息子ユスタスならびに余の他の子供たちの靈魂の救済のために、上述せる修道院とその領民たちが、ヘンリ王亡き後に、余の伯父ヘンリ王がさきに御料林に指定していた上述せる聖ミルバーガ修道院付属のすべての直轄林において、造成していた一切の開墾地を、旧来の御料林において汝らが開墾して

いた二〇エーカーの土地とともに、永久に寄進し、かつ譲与する。かくして、余は聖ミルバーク修道院とその修道士たちが上述せるすべての開墾地を良好に、平和裡に、自由に、平穩に、かつ正当に保有し、余の直接の支配下にある寄進地の如く末永く、かつ封土を保有している如く所有することを欲し、厳命する。認証者、余の王妃マティルダ、ウィンチェスタ司教ヘンリ、ヘリフォード司教ロバート、リンカン司教アレグザンダー、余の息子で「ブローニーユ」伯たるユスタス、ウイリアム・ド・イーブル、ウイリアム・マルテル、リチャード・ルースイ。ウインザーにて」⁶⁵。

右に掲げた特許状は一一四七年頃のもので、ウエンロック修道院とその領民たちがヘンリ一世によつて御料林に指定されていた森において、少なくともヘンリ一世没後に開墾に従事していたこと、ならびにヘンリ一世治世以前から御料林に指定されていたと推察される場所においても開墾が行われていたことを裏づけている。また、当特許状は既述のバークィングやイルフォードの特許状同様、ヘンリ一世による御料林指定とステイーヴンによる開墾（地）許認を明記しているが、こうした開墾許可状が存在しているということそれ自体、御料林地域における開墾には国王の許可が必要であったことの証左であるといえよう。と同時に、それらの特許状は、間接的ながら一二世紀前半の御料林地域における開墾活動の高まりをも反映しているといえるであろう。

王の関心の的は、開墾に限らなかつた。サマセットのチエダア Cheddar 御料林に関する次の史料は、ステイーヴンが精力的に御料林の維持・管理につとめていたことをうかがわせる。

【史料⑦】

Stephanus rex Anglorum archiepiscopus, episcopus, abbatibus, comitibus, baronibus, iustic(i)s, vicecom(itibus) et omnibus fidelibus suis Franc(is) et Anglic(is) salutem. Sciatis me concessisse in feodo et hereditate) Waltero Malerb totum pratum meum de Hidena quod iacet prope semitam que tendit de Pempelsthorne

usque Harestane et Hundesgraua pertin(entem) ad manerium meum de Ceddra, tenend(um) libere et quiete sibi et hereditibus <suis in perpetuum>, et preterea concedo quod predictus Walterus et <heredes sui> habeant et capiant sufficienter omnia necessaria sua in boscis meis de Ceddra per visum forestariorum meorum ibidem, salua destructione. (Testibus) Henrico fratre meo Winton' episcopo, Roberto episcopo Bathon', Waren(o) de Lusor', Auerico de Ver et Iohanne Marisc(allo) apud Gilttinghamam.

この特許状は一一三七—八年に発行されたもので、国王ステイーヴンはマレルブ・ウォルタMalherbe Walterに対して、みずからがチェダアに所有していたHidenaの全牧草地に加え、「ウォルタと(その相続者たち)がチェダアの森において、かれらが必要とするもの一切を、十分に、そこにいる余の林務官たちの検分により、〔森林の〕破壊を招来する」ことなく、取得し、かつ採取する」(predictus Walterus et <heredes sui> habeant et capiant sufficienter omnia necessaria sua in boscis meis de Ceddra per visum forestariorum meorum ibidem, salua destructione.)⁶⁹⁾ことを認めている。

チェダアは王領マナのひとつで、サマセット州のメンディップ御料林の中核を成していた。アングロサクソン時代の諸王は避暑を兼ね、よくこの森で狩りを楽しんだという。当マナ同様、王領の一部であったアクスブリッジAxbridgeのアングロサクソン諸王に関する文書には、「しばしば、彼ら〔アングロサクソン諸王〕はメンディップの御料林のあたりで、避暑に興じたものだった」(Interdum aestivabant circa forestam de Mendep) という伝承記録が残されている。⁶⁷⁾右にみたチェダアの特許状は、チェダア御料林における蚕食行為ないしは樹木の乱伐を防ぐため、林務官たちによる実地検分を義務づけているが、こうしたところに国王ステイーヴンの御料林行政に対する積極的な関与が看取されよう。

開墾や御料林の重要性については、ステイーヴンのみならず女帝マティルダも十分に認識していたように思われる。

女帝マティルダのいわゆる第一特許状には、「かつ、彼〔ジェフリ・ド・マンドヴィル〕自身とイングランド全土の彼のすべての臣下が、「樹木の」乱伐、林務官たち〔による干渉〕、そしてジェフリが余の家臣となる日までに、彼自身の封地においてなされていた開墾から平穏たることを〔認める〕。かつ、その日以降なされた開墾地については、今後、耕作及び鋤耕をおこなつても罰せられることとはないものとする」(Et ut ipse et omnes homines sui per totam Angliam sint quieti de wastis forestaris et assartis que facta sunt in feodo ipsius Gaufredi usque ad diem quo homo meus devenit, et ut a die illo in antea omnia illa essarta sint amodo executibilia et arrabilia sine forisfacto.) という一項目が含まれている。⁽⁶⁸⁾

女帝マティルダは一一四一年の夏には既にウェストミンスターに到着しており、ロンドン市への入場についてロンドン市民と交渉を開始していた。ことによると戴冠式や塗油の計画も練られていたかもしれない。少なくとも、ロンドン入場後に挙行される戴冠式については、その計画がたてられていたものと推察される。ジェフリが女帝マティルダに忠誠を誓い、マティルダがジェフリのために上述した第一特許状を発行したのはまさに、この一一四一年夏、ウェストミンスターにおいてであった。⁽⁶⁹⁾ 当特許状のなかでマティルダはジェフリと彼の相続者にエセクス伯領、ロンドン塔およびその他ロンドン在の諸城の管理権、エセクスの州長官職ならびに地方判官職その他を授与し、右にみたような開墾等の御料林にかかわる権利も付与したのであった。ジェフリ・ド・マンドヴィル本人のみならず、彼の家臣も御料林内においておこなっていた開墾と権利侵害に対するあらゆる刑罰を免れ、自由な耕作が認められていることは、被讓与者の側からすればじつに有益な特権と映つたにちがいない。そうでなければ料されるであろう罰金の支払いの特権授与によつて免れることができたからである。

なお、女帝マティルダの第一特許状には、かかる開墾規定と同様に、一定の期限を設定し、ジェフリとその家臣たちの過去における犯罪を赦免する規定、すなわち「彼自身と彼のすべての臣下が、彼が余の家臣となる前に、余と余の相

続者に対してはたらいたすすべての犯罪と過去のすべての悪意に満ちた行為から平穩たることを〔認める〕」(Et ut ipse et omnes homines sui sint quieti versus me et versus heredes meos de omni forisfacto et omni malevolentia praeterita ante diem quo meus homo devenit.) という規定も含まれていることを付言しておこう。

次に、オクスフォードで発行されたいわゆる女帝マティルダの第二特許状は、マージョリ・チブノールによれば、ウエストミンスターで発行された第一特許状を補足する性格のものであった。²⁰⁾ 譲歩事項は拡大され、第一特許状によって既に授与されていた諸々の権限に加えて、マティルダはジェフリにロンドン、ミドルセックス、ハーフォードシャの州長官職ならびに地方判官職を授与したうえ、いくつかの城の管理権やあらたな城の築城権も認めた。そして「さらに、余はジェフリ自身と彼のすべての臣下が、ジェフリがアンジュー伯たる余の夫ないしは余への奉仕を忠実に遂行する日までになされていたすべての開墾地を、あらゆる訴訟から自由にして平穩に所有し、かつそこから利益を得ることを同ジェフリに認める」(Concedo etiam eidem Gaufredo quod ipse et omnes homines sui habeant et lucrentur omnia essarta sua libera et quieta de omnibus placitis facta usque ad diem qua service(j)o domini mei Comitis Andegavie ac meo adhaesit.) として、第一特許状同様、開墾地の訴訟を免除している。²¹⁾

同様の特免事項は、女帝マティルダがオーブリ・ド・ヴィアに宛てた次の特許状にも見うけられる。すなわち、「さらに余は(同)伯オーブリに、オーブリと彼のすべての臣下が、アンジュー伯たる余の夫ないしは余への奉仕を忠実に遂行する日までになされていたすべての開墾地を、あらゆる訴訟から自由にして平穩に所有し、かつそこから利益を得ることを認める」(Concedo etiam [eidem] Alberico Comiti quod ipse et omnes homines sui habeant et lucrentur omnia essarta sua libera et quieta de omnibus placitis que fecerant usque ad diem qua servitio domini mei Comitis Andegavie et meo adhaeserunt.)²²⁾ と。女帝マティルダがジェフリ・ド・マンドヴィルならびにオーブリ・ド・ヴィア宛に発行した上記の特許状は、いずれもマティルダ本人ないしはその夫アンジュー伯ジョフロアの側について日

を境に、その時までになされていた開墾とその訴訟を赦免している点が特徴的である。つまり、有力諸侯の自派への取り込みの一手段として御料林特権も「カード」として使われていたということである。

さらに、女帝マティルダが、一二四一年までには彼女の側に鞍替えしていたウィリアム・ド・ビーチャム William de Beauchamp に対して、ウースタ城や厩長 (Constable)、分配役 (Dispenser) といった要職とならんで「ウースタの州長官職ならびに御料林をそのすべての付属物と共に、世襲封土ならびに相続地として、彼の父ウォルター・ド・ビーチャムが納付していたのと同じ請負額で彼に授与し、かつ返還した」(Dedit ei et reddidi vicecomiatum Wigornie et folestas cum omnibus appendicis suis in feodo et hereditarie per eandem firmam quam pater eius Walterus de Bellocampo inde reddebat.) というにも、御料林の重要性が認識されていたことがみてとれよう。ウィリアム・ド・ビーチャムはこれらのものと引き換えに、女帝マティルダの「専従的家臣」(ligius homo) となったのである⁽⁶⁾。

(表2) 開墾会計記録 (1155年)

州	請求額		
	£	s.	d.
Berkshire	19	7	6
Dorset	6	12	0
Essex	215	18	0
Hampshire	27	5	0
Leicestershire	3	2	0
Northamptonshire	65	16	10
Nottinghamshire and Derbyshire	95	10	0
Oxfordshire	10	10	0
Shropshire	60	0	0
Somerset	6	10	0
Staffordshire	127	0	0
Wiltshire	41	16	0
Worcestershire	88	16	0
Yorkshire	114	5	0
総額	882	8	4

(出典) E.M.Amt, "The Forest Regard of 1155", *Haskins Society Journal*, 2, 1990, p.191, Table 1. もとの史料は、*The Red Book of the Exchequer*, ed., by Hubert Hall (Rolls Series, 1897), part II, pp.648-58.

ところで、先にみた何枚かの特許状からも明らかのように、エセクスの御料林地域では一二世紀前半にかなりの開墾が進展していたものと推測される。そうした開墾地の財政的重要性は、間接的ながらヘンリ二世治世初期の一五五年に実施された査察 (regard) からも看取できる。『財務府の赤書』(Red Book of the Exchequer) には、この査察の結果イングランドの一五の州において科された罰金(請求額)が記されている(表2参照)。請求された罰金のうちどれだけの額が実際に王庫に払い込まれたのか、あるいはどれだけの額が徴収を免除されたのかについては不明である。だが、『赤書』に記されている八八二ポンド八シリリング四ペンスという請求総額には目をみはるものがある。このとき、エセクスの州長官が同州の開墾地についておこなった会計報告によれば、その額は二一五ポンド一八シリリングであり、全体のおよそ二五%に相当する。ちなみに一〇〇ポンドを上回る金額を報告しているのは、スタッフォードシャー(二二七ポンド)及びヨークシャー(二一四ポンド五シリリング)の二州にすぎない。エセクスの御料林収入の大きさがうかがえよう。さらに、一一六八年には、エセクスにおける開墾、御料林の荒廃、罰金として二〇四ポンド以上の金額が納付さるべきものとしてパイプ・ロウルに記載されているのである⁷⁶⁾。

ヴィンセントによれば、エセクス御料林関連の開墾許可状は一ダース余り存在しているが、これはイングランドの他の諸州における許可状をすべてあわせたものに等しいという。こうした特許状は、従来は“無力”な国王ステイヴンが広範囲にわたる蚕食を阻止することができなかったことの証左であるとされてきたが、ヴィンセントによれば、終始警戒を怠らないステイヴンの積極的な御料林行政のあらわれと見做すことも可能であり、少なくともエセクスについてはそうであるという⁷⁶⁾。いずれにせよ、ステイヴンそして女帝マティルダもともに御料林行政に無関心でなかったことは確かであり、ときにステイヴンの関与が積極的でしたらあったことは、以下の事例からもうかがえる。

既述の【史料③】においてみたように、ステイヴンはオクスフォード自由憲章の発布直後の一一三六年に、ヘリフォード司教にヘンリ一世によって御料林に指定されていた森が返還されるよう命じていた。しかし、実際には当令状

が交付されてからおよそ一〇年余りの歳月が経過しても、まだ司教の手には森が返還されていなかったのである。というのも、一一四五×四八年にステイーヴンがグロースタ市長に宛てた令状は、一一三六年のそれとまったく同じ文言で、ヘリフォード司教への森の返還を命じているからである。⁷⁷⁾この令状は、ヴァン・ケーネヘムが陪審制の起源に関連して、国王による事実審理の一例として挙げているものであるが、⁷⁸⁾ステイーヴンの御料林行政の一端を反映するものとしても見のがせない。

さらに付言すれば、ステイーヴンの関心はエセクス一州に限られていたわけではなかった。既述のチェダア特許状はその一例にすぎず、一一三六×九年の特許状では、ステイーヴンはヨークの聖堂参事会会員が御料林地域内にあつて彼らの聖職祿の一部を構成していた森において、放牧地、蜂蜜、枯木その他をヘンリー一世の時代と同じように保持することを認めている。⁷⁹⁾同様に、一一三六×五四年の特許状において、ノッティンガムシャのサザル大聖堂Southwell Minster参事会会員が、彼らの聖職祿であつた森の恒久的な管轄権を保持し、必要なものをその森から取得することを認め、林務官たちに対しては、それらの森から何かを取得もしくは売却することを禁じた (*Et prohibete forestaris nostris ne inde capiant vel vendant.*)⁸⁰⁾。サザル聖堂参事会会員のために発行された当特許状は、ノッティンガムシャの大領主ウィリアム・ペヴァレルWilliam Peverel、ノッティンガムシャの州長官ならびに同州の役人たちを宛名人として出されたもので、デイヴィット・クルックによれば、同州で権勢をふるっていたウィリアム・ペヴァレルが御料林法を強制的に押しつけていた可能性があり、ステイーヴンはそうしたウィリアムの強権発動を抑え、参事会会員の利害をまもろうとしたのであつた。⁸¹⁾

また、一一四六年頃、ステイーヴンはヨークの聖ペテロ施療院に対して、ヨークシャの全御料林地域において (*per totam forestam meam*) 彼らが家屋建設のために必要とされる木材や羊の放牧場その他を、林務官の干渉を受けることなく取得することを認めた。⁸²⁾さらに、ステイーヴン王治下の一一五三年一月×四月、ノルマンディ公にしてアンジュー

伯のヘンリはチェスタ伯ラナルフRanulphにスタッフォードシャを贈与したが、その際カノック御料林を除外し、みずからの手元に保留していた (*excepto foresto de Can(n)oc quod in manu mea retineo.*)⁽⁸³⁾。これらの事例は、ステイーヴン王治下にあつては、必ずしもエセックスの御料林だけが関心の的であつたわけではなかつたことを例証している。

むすびにかえて

以上検討してきたことをごく簡単にまとめ、今後の課題を若干述べてむすびにかえたい。まず、御料林法の厳しき、あるいは刑の残忍さということに関していえば、従来それがあまりに誇張されてきたくらいがあることは否めないであろう。本稿で用いた史料は年代記やアサイズに限られたが、御料林犯罪者に対する刑罰とされている死刑や両眼剔出、四肢切断、去勢といった生命身体刑それじたいは決して御料林法に固有のものではなかつた。そして、現実には少なくともヘンリ一世治世以降は、罰金刑が大勢を占めていたように思われる⁽⁸⁴⁾。したがつて、御料林法の残忍性を強調する従来の見方は、いささかせ偏倚^{バイアス}がかかりすぎていたといえるであろう。また、ごく限られた事例しか呈示できなかったが、御料林裁判においても、コモン・ロー上の手続き同様、熱や水による神判あるいは決闘審判による審理方式も採用されていたことが明らかである。御料林法の実際の運用については、御料林裁判記録などを通じて、別途検討をかさねてゆく必要があることはいまでもない。それはまた、御料林法の規定にいう生命身体刑と実際の運用との乖離を見極めることにもつながるであろう。今後の課題としたい。

次に、エセクスでは一二世紀前半期までには南西部から北東端に至るまで、かなりの地域が御料林の指定をうけていたものと推測されるが、その正確な範囲はつかめない。明確なのは、一二〇四年以降エセクスの北部地域が御料林の指

定区域から除外されたということである。第三節でみたステイヴン治世期の御料林行政をふりかえってみると、くしくも第二節でとりあげたエセクス御料林に関する特許状が他州に比べて数多く残されていることが明らかとなった。とりわけ注目されるのは、それらの特許状に開墾の許認事項が含まれているという事実である。このことは当時における開墾の進展ないしは開墾に対する関心の高まりを反映していると思われるが、と同時に、ヴィンセントが主張するように、御料林法が注意深く施行されていたことを示唆している。わが国においては吉武憲司氏がつとに明らかにしているように、エセクスはサフォークとならんでノルマン征服以来、ブローニユ伯領の中心地域を成していた地域であり、いわゆる内乱期の統治・行政において重要な意味をもった場所であった。⁸⁵ステイヴンの発行した御料林関係の特許状がエセクスに集中しているのも、ステイヴンの権力基盤が同州にあり、エセクスが同王の支持基盤となっていたことと決して無関係ではなからう。しかし、この点についてはエセクス御料林の実態（裁判収入その他、王室財源としての価値など）をさぐってみる必要があるが、本稿で扱った特許状史料では限界があるといわざるをえない。ジュディス・グリーンの内乱期の資金調達を扱った論考⁸⁶でもエセクスの重要性は指摘されているものの、御料林収入の実態については言及されていない。

また、ステイヴン治世期の御料林関係の特許状の多くがエセクスに關係していたとはいえず、そのことはエセクス一州の御料林だけに注意が払われていたことを意味しない。本稿でみた如く、ノッティンガム、ヨーク、サマセット、シユロツプシャ、スタツフフォードに所在する御料林にもステイヴンの関心は向けられていた。御料林の重要性は、ステイヴン治世期にあつても充分に認識されていたというべきであろう。

以上のことを勘案すると、ヴィンセントの主張するように、ステイヴンはこれまで考えられてきた以上に御料林法の施行に積極的であつたといえるのではないだろうか。史料的制約はあるものの、少なくとも御料林法の大幅な弛緩はみられなかつたように思われる。もしもそうであるとすれば、チャールズ・ヤングのようにステイヴン治世期の御料

林行政を「崩壊 (breakdown)」のひとこととで片付けてしまう捉え方は再考の余地があるといわざるをえない。さらにこの問題は、従来の「アナーキー」的なステイブン治世觀の修正をせまる論議とも深く関連してこよう。⁽⁸⁷⁾

もつともステイヴンの御料林行政がこれまで考えられてきた以上に積極的なものであったとしても、どの程度積極的であったといえるのかということに関しては、筆者はより一層立ち入った検討の必要性を感じている。この問いに答えるためには、ヘンリー一世ならびにヘンリー二世治下における御料林行政をも視野に入れて比較・検討をおこない、そのうえであらためてステイヴン治世期の御料林行政をふりかえってみる必要があるだろう。それは同時に、御料林行政の「継続性」を問うこともでもある⁽⁸⁸⁾。これらの点については現在の筆者の能わざるところであり、他日を期したい。

註

【参考文献】

- Monasticon: Monasticon Anglicanum*, originally published by Sir William Dugdale, A new edition, by J. Caley, H. Ellis and Rev. B. Bandinel, 6 vols, London, 1817-30.
- Pipe Roll 31 Henry I: Magnam Rotulum Scaccarii, vel Magnam Rotulum Pipae de Anno Tricesimo-Primo Regni Henrici Primi*. Edited by Joseph Hunter, Public Record Commission, London, 1833.
- Regesta, iii: H. A. Cronne and R. H. C. Davis ed., Regesta Regum Anglo-Normannorum 1066-1154*, vol. III, Oxford, 1968.

VCH: *The Victoria County History Series*

- p.323) くニリ二冊のヤサキスドのゴトハ、それ自体をたかぬ問題であるが、ちよまたらJ.C.Holt, "The Assizes of Henry II: The Texts" in *The Study of Medieval Records*, ed. by D. A. Bullough and R. L. Storey, Oxford, 1971, pp.85-106 ; D.Cornier, "The Texts of Henry II's Assizes", in *Law Making and Law-Makers in British History*, edited by Alan Harding, London, 1980, pp.7-20参照。ついで関根トビ「原史をひかむべ本格的な論考である苑田亜矢「国王クニリ二冊のConstitutionesとAssisaとのゴトハ」「1169年のConstitutiones」をしがかりと」「國方敬司・直江眞一編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房、二〇〇四年、五〜二三頁を参照。
- (14) R.C.Van Caenegem ed., *English Lawsuits from William I to Richard I*, vol. II, London, Selden Society, 1991, no.503.
- (15) *Pipe Roll 14 Henry II*, p.160.
- (16) *VCH Wiltshire*, vol.IV,p.436. 一七六六年の御料林巡回裁判のゴトハ、ちよまたら、C.R.Young, *The Making of the Neville Family in England 1166-1400*, The Boydell Press, Woodbridge, 1996, pp. 10-11参照。
- (17) J.Green, *op. cit.*, p.128.
- (18) H. G. Richardson, and G.O.Sayles, *The Governance of Mediaeval England from the Conquest to Magna Carta*, Edinburgh, 1963, p.446.
- (19) W.Stubbs, ed., *Select Charters*, 9th ed., Oxford, 1913, p.99. なお、本稿で扱う時期の刑事法の生成ならび発展の特殊な背景を、直江眞一氏の雄篇「十二世紀イングリッシュの権力機構と刑事法序説(一)(二)完」『法学』四五一四(五(一九八二年))とつりわけ第三章第三節に詳説をわけてゐる。十二世紀中に生じた制裁形態の転換とその帰結に関する叙述を参照せよ。
- (20) G.N.Garmonsway, *op. cit.*, p.213.
- (21) *Ibid.*, p.232.
- (22) *Ibid.*, p.254.
- (23) *Ibid.*, p.255.
- (24) M.Blackburn, "Coinage and Currency under Henry I:A review", *Anglo-Norman Studies* XIII, 1990/1991, pp.64-73; C.W.Hollister, *Henry I*, Yale University Press, 2003, pp.354-5.
- (25) *Pipe Roll 31 Henry I*, p.42 ; M.Blackburn, *op. cit.*, p.64.
- (26) *Ibid.*, p.136.

- (27) Ymagines Historiarum, in Ralph de Diceto, *Opera Historica*, ed., William Stubbs, (Rolls ser., 1876) vol. I, p.434; R. Bartlett, *England under the Norman and Angevin Kings 1075-1225*, Oxford, 2000, pp.184-5.
- (28) *The Treatise on the Laws and Customs of the Realm of England commonly called Glanvill*, ed. and tr. by G.D. H. Hall, Oxford Medieval Texts, repr., 2002, p.3. シェンマンヤン『中世イングランド王国の法と慣習』松村勝三郎訳、明石書局、一九九三年、二六頁參看。
- (29) Primum defendit quod nullus ei forisfaciat de venatione sua nec de forestis suis in ulla re ; et non vult quod confident in hoc quod habuerit misericordiam de illis propter eorum catalia huc usque qui ei forisfecerunt de venatione sua et de forestis suis. Nam si quis ei amodo forisfecerit et inde convictus fuerit, plenariam vult de illo habere justitiam qualis fuit facta tempore regis Henrici avi sui. in W.Stubbs, ed., *Select Charters*, 9th ed., Oxford, 1913, p.186. 533『わが國權』中世イングランドにおける御料林制度―国政史的観点よりみたその特質に関する一考察―、『駿台史学』第八八号、一九九三年、八九〜九〇頁參看。
- (30) William of Newburgh, *Historia Rerum Anglicarum*, in *Chronicles of Stephen, Henry II and Richard I*, ed., R. Howlett, Rolls ser., vol. I, 1884, p.280.
- (31) Y.J.Serovayskaya, "Royal Forests in England and their income in the budget of the feudal monarchy from the mid twelfth to the early thirteenth centuries" in *European Woods and Forests Studies in Cultural History*, edited by Charles Watkins, Department of Geography, University of Nottingham, 1998, pp.33-38.
- (32) William of Malmesbury, *De Gestis Regum Anglorum*, ed., W.Stubbs, (Rolls ser., 1887-9) vol. II, p.487.
- (33) P.Morant, *The History and Antiquities of the County of Essex*, vol. II, London, 1768, p.61, note [H] Cf. K.C. Newton, *The Manor of Writtle*, London, 1897, pp.97-99, Appendix A (Domesday Statistics of Writtle). シュールをめぐり一世紀のヒヤナムにおける王領地経営の中心は、宮城 徹「マウームズデイン・ベックに見る一世紀イングランド東部の王領地経営」、『國方敏司・直江眞一編『史料が語る中世ヨーロッパ』刀水書房、二〇〇四年、三六七〜三八九頁が詳細な分析をおこなっている。なお、宮城氏の当論考中「表一(三七八頁)に記されている荘園Writtleは、Writtleと同トナドある」とも述べられている。 Cf. *Domesday Book*, 32, Essex, ed., by J.Morris, Phillimore, 1983, 5b.
- (34) H. C. Darby, *The Domesday Geography of Eastern England*, Cambridge, 1952, p.234.
- (35) ロベール・ド・ベッセルの著述『ミッス・フレイ』Miss Fry, "Some Account of Robert Gernon and his Successors, the Barons Montfcher",

Transactions of the Essex Archaeological Soc., v(1873) pp.173-207. 豚の頭数について J.Morris, ed. *op.cit.*, (Domesday Book, Essex) 5b.

(36) *Monasticon*, vol.IV, p.602, note P.

(37) Miss Fry, *op.cit.*, pp. 173-207; P.Morant, *op.cit.*, vol.II, p.576.

(38) J.H.Round, *Geoffrey de Mandeville*, p.378.

(39) *Pipe Roll 31 Henry I*, pp.56-7. ロウキヤロウゴスロキ P. Moran, *op.cit.*, vol. II, p. 175.

(40) *Pipe Roll 31 Henry I*, p.56; J.H.Round, "The Forest of Essex", p.37. エキルマ・テイルロウゴスロキ P.Moran, *op.cit.*, vol. II, p. 242.

(41) *VCH Essex*, ii, p.615. リバド閣下 W.R. Fisher, *The Forest of Essex*. London, 1887, pp.21, 29. エキルマの前頁に有難き地図が添えられている。

(42) *Pipe Roll 31 Henry I*, p.59.

(43) J.H.Round, "The Forest of Essex", pp.37-8.

(44) *Ibid.*, p.38.

(45) *Regesta*, iii, no.32. エキルマの編者による推定発行年代は 一三三六—一三三八年八月である。

(46) J.H.Round, *Geoffrey de Mandeville*, p.378; J.Green, *op.cit.*, p.125.

(47) *Regesta*, iii, no.271. 山代宏道『ノルマン征服と中世イングランド教会』 溪水社、平成八年 一二六—七頁参照。なお、いわゆる「オクスフォード」自由憲章でなされた誓約は、教会の協力を得るために国王ステイヴンが支払わなければならなかった代償であり、実際それは教会の諸自由(特権)の憲章(特許状)であった。この点については R.H.C.David, *King Stephen 1135-1154*, London, 1967, p. 18.

(48) Henry, Archdeacon of Huntingdon, *Historia Anglorum*, ed. and tr.by Dianna Greenway, Oxford, 1996, pp. 704-5.

(49) *Regesta*, iii, no.382.

(50) Henry, Archdeacon of Huntingdon, *op.cit.*, pp.708-9.

(51) J.H.Round, *Geoffrey de Mandeville*, p.378.

(52) *Monasticon*, vol.I, pp.436-7.

(53) *Regesta*, iii, nos.31-38; J.Green, *op.cit.*, p.252.

- (74) J.H.Round, "The Forest of Essex", p.40; Thomas D. Hardy ed., *Rotuli Chertarum*, Record Commission, London, 1837, p.123. Cf. W.R. Fisher, *op.cit.*, p.19. なお「十三世紀以前のヒヤムス御料林の境界を正確に跡づけよう」というのが「困難である」。この点については W.Liddell, "The Bounds of the Forest of Essex" in *An Essex Tribute, Essays presented to Frederick G. Emmison as a tribute to his life and work for Essex history and archives*, ed., by K.Neale, London, 1987 の行間からよくわかる。J.C.Cox, *The Royal Forests of England*, London, 1905, pp.283-6 以下「一十三世紀以前にこの地は、ほとんど触れられてゐた。」
- (75) 'Homines de Essex' [blank] d m et v palefridos pro deaforestanda foresta de Essex' que est ultra calcearn inter Colecest' et Storteford per metas que in carta quam inde habent continentur.' (*Pipe Roll 6 King John*, p.32.)
- (76) J.C.Holt, *The Northmers*, Oxford, 1961, p.149. 「一〇四四年は、ノルマン人と喪失の年である」とも想起された。
- (77) H. A. Cronne, *The Reign of Stephen 1135-54*, London, 1970, pp.232-3, 281-2.
- (78) C.R.Young, *The Royal Forests of Medieval England*, Univ. of Pennsylvania Press, 1979, p.12.
- (79) N.Vincent, *op.cit.*, Appendix I, no.1. なお「当【史料⑥】中、最後の文末の apud London は、正確には apud Londoniam ではなくてかと思われるが、このことはマンチェスターの掲載している文字句のにも転載した。」
- (80) *Regesta*, iii, no.32. なお「地名の同定に関しては、VCH Essex, ii, p.616; P.H.Reaney, ed., *The Place-Names of Essex*, English Place-Name Society, xii, Cambridge, 1935, p.2 参照。」
- (81) N.Vincent, *op.cit.*, p.910. イルノード施療院については VCH Essex, ii, p.186.
- (82) *Regesta*, iii, nos.239, 239a, 566.
- (83) *Regesta*, iii, nos.559, 932, 318, 565, 733 及び N.Vincent, *op.cit.*, Appendix I, no.11. なお「スティーヴンにまつたなされたヒーターズラ修道院に対する開墾許認については、拙稿「マグナ・カルタと御料林―御料林指定解除特権の授与を中心として―」『明治大学教職課程年報』一九九五、第一八巻、四七〜四八頁を参照されたい。関連史料は、*Regesta*, iii, nos.657, 655 である。」
- (84) *Regesta*, iii, no.137. フェルステイッドについては、藤本太美子氏の「一連の研究があり（たとえば、藤本太美子「一一・一二世紀ラ・トリニテ修道院の所領経営について―カルピケ所領（フォルマンディ）とフェルステイッド所領（イングランド）の比較考察―」九州経済学会年報「三八、二〇〇〇年、六三〜六八頁同」「一一・一二世紀ラ・トリニテ修道院イングランド所領の動向―中心所領フェルステイッドを題材に―」『九州歴史科学』二九、二〇〇一年、一〜三二頁）裨益するところ大である。」

筆者(遠山)の問題關心は、御森林とていつのノホルヌナイマン・イナの性格は如何に?と云つた点にある。

- (56) D.C.Cox, "Two Unpublished Charters of King Stephen for Wenlock Priory", *Transactions of the Shropshire Archaeological and Historical Soc.*, lxxvi(1989), 58-9. Cf. *Monasticon*, vol.V, p.72.
- (57) N.Vincent, *op.cit.*, Appendix I, no.8.
- (58) *VCH Somerset*, ii, p.558; N.Vincent, *op.cit.*, pp.905-6,912-3. なおチャーマー御森林とていつのぞ? W.H.P.Greswell, *Forests and Deer Parks of the County of Somerset*, London, 1905 及び J.Collinson, *The History and Antiquities of the County of Somerset*, (3vols,Bath,1791) new edition, Alan Sutton Publishing, 1983, pp.572-77 に於て御森林記事は勿論なく、且一冊に記されていゝところを採録せしむるやうな、龍田忠忠を採録してゐる。 *The Great Charters of Glastonbury*, ed.by A.Warham,Somerset Record Soc.,vol.I, 1944, pp.177-8に於ては、王領チャーマーの森の御森林は、クハリーとていふべきであらう。
- (59) *Regesta*, iii, no.274.
- (60) M.Chibnall, *The Empress Matilda*, Oxford, 1991, p.103.
- (61) *Ibid.*, p.109.
- (62) *Regesta*, iii, no.137.
- (63) *Regesta*, iii, no.634.
- (64) *Regesta*, iii, no.68; J.H.Round, *Geoffrey de Mandeville*, Appendix L.; H.W.C.Davis, "Some Documents of the Anarchy", in *Essays in History presented to Reginald Lane Poole*, ed.by H.W.C.Davis, Oxford,1927, pp.168-189, esp., 168-172.
- (65) Emilie M. Amt, "The Forest Regard of 1155", *Haskins Society Journal*, ii(1990), pp.189-95; *idem.*, *The Accession of Henry II in England*, The Boydell Press, 1993, ch.10. ハヤヌメの開墾地と料をたたく多額の罰金が意味するかのことはさういふかゝる問題については稿を改めて検討してみたい。
- (66) *Pipe Roll 14 Henry II*, p.44.
- (67) N.Vincent, *op.cit.*, pp.913-5.
- (68) W.W.Capes, *Charters and records of Hereford cathedral*, Cantlupe Society, xliii, Hereford, 1908, pp.8-9.
- (69) R.C.Van Caenegem ed., *Royal Writs in England from the Conquest to Glanvill*, London,1959, p.65; 松田 裕 『ヘキリス封建国家の確立』山川出版社 一九七二年 一八八頁。

- (79) *Regesta*, iii, no.977.
- (80) *Regesta*, iii, no.831.
- (81) D.Crook, "The archbishopric of York and the extent of the forest in Nottinghamshire in the twelfth century" in *Law and government in medieval England and Normandy: essays in honour of Sir James Holt*, edited by George Garnett and John Hudson, Cambridge University Press, 1994, p.334.
- (82) *Regesta*, iii, no.992.
- (83) *Regesta*, iii, no.180.
- (84) ラッカムは「一五〇年までは御料林法の最大の価値は、それによつてもたらされる財政的収入に存するようになつてゐた」といふ。この点については O. Rackham, *Trees and Woodland in the British Landscape*, London, 1976, p.168. これは要するに御料林の財源化とらうことにはかならなう。
- (85) 吉武憲司「ステイーヴン治世期国王行政と王妃マティルダ」、イギリス中世史研究会編『中世イングランドの社会と国家』山川出版社、一九九四年所収、一二二頁。なお、ステイーヴン治世期内乱の評価については、同「一二世紀前期イングランドにおける王権とアリストクラシー」ステイーヴン治世期内乱の評価をめぐつて」、『西洋史研究』新輯一九一九〇年、一五九〜一七〇頁同。「一二世紀前期イングランドにおける財務府の形成とその意味」、渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会、二〇〇三年、一七〜一四六頁を参照。筆者のステイーヴン治世期の理解については、その多くを吉武憲司氏の諸論考に負うているが、紙幅の関係で氏の貴重な業績のすべてをここに挙げる事ができないことをお断りしておきたい。ブローニュー伯のイングランドにおける所領は広範囲に及んでいたが、その多くがエセクスに集つた。この点については J. H. Round, "The Counts of Boulogne as English Lords" in *Studies in Peerage and Family History*, London, 1901, p. 155 以下 E. King, "King Stephen and the Anglo-Norman Aristocracy", *History*, vol. 59, 1974, p. 183.
- (86) J.Green, "Financing Stephens War", *Anglo-Norman Studies*, xiv, pp.91-114, esp., pp.100-1, 103. 残念ながら「ノーマン」の著作 (W. R. Fisher, *The Forest of Essex*, London, 1887) には「十二世紀のヘヤクス御料林の実態」についてはほとんど触れられてゐない。
- (87) C. R. Young, *op.cit.*, p.12. 同様の捉え方は「トーマス・ラング」でも見られる。R. Grant, *The Royal Forests of England*, Alan Sutton Publishing, 1991, pp.15-16.

- (88) この点については、さしあたり、吉武憲司、前掲諸論文、ならびに Keith J.Stringer, *The Reign of Stephen:Kingship, warfare and government in the twelfth-century England*, London, 1993参照。
- (89) この場合、筆者が念頭においているのはGraeme White, "Continuity in Government" in *The Anarchy of King Stephen's Reign*, ed., by E. King, Oxford, 1994, pp. 117-143である。この論考のなかでホワイトは、ステイヴンが戴冠憲章でうたった改革案がどの程度実行に移されたかは分からないものの、治世初期にあつては国王裁判は活発に行われていたようであると述べ、その事例のひとつとして、本稿でも触れたグランプトンの御料林裁判をあげている (*Ibid.*, p. 120.)。

<英文要旨>

Some aspects of the forest administration in England in the twelfth century: A preliminary survey

Shigeki Toyama

The purpose of this article is to survey some aspects of forest administration in England in the twelfth century by examining some chronicles and charters. To consider this subject, this article will focus on three topics.

The first is the issue on the savagery of the punishments of the forest laws. Some chronicles or assizes of the twelfth century mention execution, mutilation or confiscation of the forest offender's testicles as well as eyes. But the harshness of these penalties has been long exaggerated by many historians. The brutality of punishments was characteristic of the common laws as well as the forest laws. Forest offenders were in practice often fined, imprisoned, pardoned or outlawed.

Second is the forest of Essex. Although it is not easy to ascertain the extent of the forest of Essex in the twelfth century, it could be conjectured that even in 1130 the forest extended as far as Langham, which lay on the Suffolk border in the northeast of Essex. It is true too that the Pipe Roll evidence for assarting presents a

very patchy picture of the forest of Essex in the twelfth century. There is one date that can be verified. In 1204 the men of Essex purchased the disafforestation of the area north of Stanestreet for vast sums.

The last topic is the forest administration under King Stephen. There is evidence of assarting in the Essex forest in Stephen's reign. Under Stephen, as under Henry I, the fact that nearly a dozen licences were granted for assarts in the Essex forests suggests an alert administration of forest laws in Essex. Moreover, Essex was by no means unique in the degree of attention paid to its forests. It could be said at the very least that Stephen was more vigorous in his implementation of forest laws than had previously been supposed.